

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月9日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員13名＋推進委員3名）

農業委員（13名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、8番 高崎雅俊、
9番 水上昭和、10番 山本 隆、11番 占部 博、12番 遠藤讓一、
13番 阿部 進

推進委員（3名）

1番 松田隆春、6番 北崎哲之、15番 安永清隆

- 4 欠席委員（欠員は農業委員1名）
4番 吉崎康正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (2) 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第9号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第10号 非農地証明願の届出について
- (3) 報告第11号 農地法第4条第1項第8号の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典

係長 佐野 史晃
主査 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議 長 　ただ今から、令和6年度第5回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中13名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。3番 武田委員、5番 森田委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

　まず、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 　1ページ議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第4条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 　事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いします。

委 員 　問題ございません。

議 長 　続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 　周りからの了解も得ているので、問題ありません。

議 長 　事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 　ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 　つづきまして、議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務

局より説明をお願いします。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありませんので、よろしくをお願いします。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からきちんと現地の草を刈るように伝えていただきたいと思います。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 手前側の水路は使用しているので、きちんとしてもらうようお願いします。

係 長 かしこまりました。

議 長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

- 委員 7、8年位前に土地をかき上げて家を建てられております。地上げもされており、隣に塀もつくられております。そのため、もう農地ではない状態です。
- 議長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。
- 委員 推進委員さんの言ったとおりです。
現況は本日見てのとおりのので、皆さん、判断をお願いします。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 係長 少しよろしいでしょうか。今回の案件は、申請があった時点で課税・現況は雑種地になっております。推進委員さんが言われたとおり、おそらく家を転用されたときに一緒に埋めてあったというのが現状であると思います。そこにコンテナがあり、バラスを敷いてあったのですが、コンテナは移動してもらい、バラスも剥がしてもらったということで、始末書も提出いただいております。事務局としても、掘り起こして農地にというのも、現実的ではないという判断のもと、正式に手続きをすれば、許可が下りる案件ですので、委員さんに了承していただけるようお願いをしております。
- 委員 家を建てるときに、一緒にしてしまっているということですね。当時の農業委員が気が付かなければいけないことです。農地パトロールもしているのだから、許可なしで建てられていることがあったら、事務局に報告するなど対処すれば防げることです。
- 委員 当時、届出は出していないんですね。
- 係長 事務局で確認はしていないですが、埋め立てをする等の報告は受けてないと思います。
現状のまま残すと、違反転用の状態が続くということになりますので、今回の案件ではできる限りの現状復旧をしていただいて、正規の手続きをとっていただくことにしております。今回の案件は非農地を出すことも出来ませんので、手続きをとっていただいたということになっております。

委員 もともと家を建てたときには計画があったと思いますが、それは家までの話であったのですか。

係長 当時はおそらく 500 m²の縛りがあったため、家しか建てられなかったのではないかと思います。

委員 計画のとおりなされているかというのを確認したほうがいいかもしれないですね。

係長 工事完了時には写真と工事完了届を提出していただいています。そのあとということですね。扱われるたらわかるように定期的に見回りをしておかないと分からないということになります。

委員 始末書は出してもらっているんですよね。

係長 はい。提出していただいております。

委員 今後、注意していくということにしましょう。

議長 その他、ご質問、ご意見等ありませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議長 次に、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係長 21ページ議案第15号 農用地利用集積計画の決定につきまして、22ページをご覧ください。こちらは機構からの所有権移転です。

【説明】

次に、23ページをお願いします。

農用地利用権設定等計画一覧表、新規分となります。

【説明】

今月は新規1件のみの利用権設定となっております。

8月分、11筆の利用権設定となり、合計面積は13,208㎡となります。
以上でございます。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3、報告事項でございます。
報告第9号農地法第18条第6項の合意解約について、報告第10号非農地証明願の届出について、報告第11号農地法第4条第1項第8号の届出について、事務局より説明をお願いします。

係 員 24ページ、報告第1号農地法第18条第6項の合意解約につきまして、25ページをご覧ください。農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

係 長 続きまして、26ページ報告第10号 非農地証明願届出につきまして、27ページをご覧ください。非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。以上となっております。

続きまして32ページ報告第2号 農地法第4条第1項第8号の届出につきまして、33ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届報告書です。

【説明】

議 長 ただ今の事務局からの報告、第9号、第10号、第11号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものいたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て

終わりました。

令和6年8月9日（金）